質問No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
3	募集要項	6	第3章	2	(1)	応募グループの構成等	「設計業務、建設業務、工事監理業務を行う企業のうち、少なくとも１者以上は構成企業とすること」は設計業務、建設業務、工事監理業務から各々１者以上、という解釈で宜しいでしょうか。	設計業務、建設業務、工事監理業務を行う企業のいずれか１者以上が構成企業となることが要件です。各業務から1者以上を構成企業とすることまでは求めません。
4	募集要項	6	3章	2	（2）	構成企業及び協力企業に求める資格要件	SPCの経営管理や資金調達を担う企業は、共通の要件を満たしていれば、個別の要件は問われない、という理解でよろしいでしょうか。	第3章2.(3)「各業務に当たる者の資格要件」に記載のない業務のみを担う企業については、同節(1),(2)の要件を満たしていれば、個別の要件は問いません。
5	募集要項	7	第3章	2	(3)	①(ア)ウ	JVやPFI事業での設計実績でも実績として認められますか。	設計共同体（JV）としての実績については、当該企業が担当した分担業務の内容が、本要件に定める実績要件を満たす場合に認めます。分担業務の内容は、設計共同体協定書、契約書その他の資料により確認します。 PFI事業における実績については、SPCへの出資の有無にかかわらず、当該企業が実際に設計業務を担当し、その業務内容が実績要件を満たす場合に認めます。
6	募集要項	9	第3章	2	(3)	③ウ	JVやPFI事業での設計実績でも実績として認められますか。	No.5の回答をご参照ください。
7	募集要項	9	第3章	2	(3)	③工事監理業務を行うもの	「オ.造成工事の工事監理実績」とは、都市計画法第29条の開発行為の許可申請～検査済証を受けるまでの業務が該当するものと考えますが如何でしょうか。	都市計画法第29条に基づく開発許可申請から同法第36条に基づく検査済証の取得までの一連の業務を行ったことのみをもって、当然に「造成工事の工事監理実績」に該当するものではありません。造成工事の施工段階において、設計図書及び許可条件との照合、品質・出来形・工程等の確認、必要な是正の指示並びに完了検査への対応等の工事監理業務を行った実績である場合に該当します。許可申請、設計又は測量のみの実績は含みません。実績の内容は、契約書、業務仕様書、業務実績証明書等により確認します。
8	募集要項	9	第3章	2	(3)	③工事監理業務を行うもの	「オ.造成工事の工事監理実績」は、公共事業・民間事業の区分けはありますか。	公共事業・民間事業のいずれでも実績と認めます。
9	募集要項	9	(3)	②	③	工事監理業務を行う者	工事監理業務を行う者は、ア、イ、ウ及びオの造成工事監理の実績は、大規模建築建設に伴う外構・造成工事（開発行為申請等を含む）の監理実績も含むと理解してよろしいでしょうか	オの造成工事の工事監理の実績は、造成工事単独の工事監理業務に限らず、大規模建築建設に伴う外構・造成工事を含みます。 なお、造成工事の工事監理と認める業務内容については、No.7の回答をご参照ください。
10	募集要項	10	3章	3		一次審査書類の受付	本質問の回答公表から一次審査書類の受付まで営業日数で約7日間しかないため、一次審査書類の受付に関する質問回答を確認後では準備が間に合わない恐れがあります。一次審査書類に関する質問のみ、10月末までにご回答いただけないでしょうか。もしくは、直接貴町への問い合わせを可としていただけないでしょうか。	一次審査書類の受付に関する回答においては先行して公表します。
13	募集要項	11		4	(2)	募集要項等に関する質問の受付回答	質問に係る回答は11月13日（金）に町Hpで公表と記されていますが、翌週16日（月）から一次審査書類の受付が開始されます。その内容によっては書類の作成や訂正など生じた場合には提出に間に合わないことが想定されます。それらを回避するためにも一次審査に関わる質問回答については公表時期を早めていただけないでしょうか。	No.10の回答をご参照ください。
14	募集要項	11	3章	4	（3）	①一次審査書類の受付	提出方法について確認させていただきたく存じます。 募集要項等を確認しましたが、一次審査書類の提出形態に関し、A4版の紙製フラットファイルの使用やインデックスの付与の要否について記載を確認できませんでした。 つきましては、一次審査書類をどのような状態で提出することを求めているのか、ご教示いただけますと幸いです。	様式集等に記載がない事項については、特段の指定はありませんが、各様式が容易に判別できるよう作成してください。
39	要求水準書	15	第4章	3		統括管理業務の実施体制	「建設業務責任者及び工事監理業務責任者を兼務することはできない」とされているが、統括管理業務責任者等以外であれば兼務できるか。 （第6章 建設・工事監理業務に関する要求水準には記載がない）	統括管理業務責任者等とならない者であっても、建設業務責任者と工事監理業務責任者を兼務することは認めません。

※募集要項等について頂いた質問全体の中から、一次審査書類に関する質問を抜粋しているため、質問No.は連続しておりません。

質問No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
135	様式集	1				提出書類一覧	審査書類の提出様式や方法についてお伺いします。様式集には記載はありませんが、インディックスラベルの貼付やファイルの指定やファイル名の指定など共通様式の指定などあればご教示願います。	No.14の回答をご参照ください。
139	様式集	4					一次審査に関する様式について、※や注）で記載されている記入要領は削除して提出するものとの認識でよろしいでしょうか。	欄外の注記等は任意で削除してください。
140	様式集	4	様式2-1	注3		参加資格確認申請書	協力企業は参加資格確認申請書（様式2-1）に記名押印するとともに、暴力団排除に関する誓約書（様式2-2）のみ資料を添付すればよいか。	No.148の回答をご参照ください。
141	様式集	4		2	(1)	様式2-1	添付資料として、印鑑証明書、法人税納税証明書、法人登記簿謄本等が求められておりますが、原本ではなく写しの提出でもよろしいでしょうか。	印鑑証明書、法人税納税証明書及び法人登記簿謄本は、募集要項等の公表日以降に交付された原本を提出してください。その他の添付資料は写しで差し支えありません。
142	様式集	4		2	(1)	様式2-1	添付資料として法人税納税証明書（地方税に係るものを含む）がありますが、法人税納税証明書として「その3の3（法人税および消費税の未納がないことの証明）」を提出すればよろしいでしょうか。その他、必要とする証明書があればご教示ください。	国税については、納税証明書「その3の3」を提出してください。地方税については、本社所在地の都道府県税及び市町村税について未納がないことを証する書類を提出してください。なお、支店単位で参加する場合は、地方税については、本社または支店いずれかの所在地の都道府県税及び市町村税に関する証明書類を提出してください。
143	様式集	4			注3	法人税納税証明書	地方税に係るものを含むとありますが、国税に係る納税証明書（法人税及び消費税・地方消費税について未納がないことを証明するもの（その3の3））、直近事業年度の本社所在地の都道府県が発行する都道府県税の未納がないことの証明書（法人都道府県民税、法人事業税・特別税）の提出で足りるとの理解でよろしいでしょうか。	No.141の回答をご参照ください。
144	様式集	4	2　一次審査に関する様式	(1)	注3	各構成企業は以下の資料を添付すること	法人納税証明書は国税、地方税等どの範囲まで添付が必要でしょうか。	No.141の回答をご参照ください。
145	様式集	4			注3	法人登記簿謄本	履歴事項全部証明書の提出でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。募集要項等の公表日以降に交付された履歴事項全部証明書を提出してください。
146	様式集	6				暴力団排除に関する誓約書	【お願い】と記載されている文章は削除して提出するものとの認識でよろしいでしょうか。	「【お願い】」以下の説明文は任意で削除してください。
147	様式集	7		2	（3）	様式2-3-1～2-7	注2の添付資料について、「上記業務実績を示す資料（業務実績として挙げた建物が、設計を担当する構成企業の業務実績であることがわかる資料（パンフレット等であれば結構です。）」との記載がありますが、本事業における「構成企業」だけでなく、「協力企業」も提出が必要との認識でよろしいでしょうか。以降様式2-3-2～2-7まで同様の質問となります。	お見込みの通りです。構成企業または協力企業の別にかかわらず、当該業務を担当し、様式2-3-1から様式2-7までに実績を記載する企業は、該当する実績確認資料を提出してください。
148	様式集	7		(3)		資格及び事業実績に関する調書	様式2-1～2-7で指している企業は構成企業でしょうか、それとも協力企業を指しているのでしょうかご教示願います。	様式2-1及び様式2-2は、応募グループを構成する全ての構成企業及び協力企業を記載してください。様式2-3-1から様式2-7までは、構成企業または協力企業の別にかかわらず、各業務を担当する企業について作成してください。
149	様式集	7			様式2-3-1 様式2-5	ア	入札参加資格者名簿登録番号とは、受付番号のことでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。なお、受付番号は入札参加資格申請後に町から返送する受付票に記載された番号になります。
150	様式集	7			様式2-3-1 様式2-5	ウ	事業実績の条件に「高さ」「階数」「構造」についての記載がありませんが、調書にはそれらを記載する欄があります。参加資格の審査基準になるのでしょうか。	高さ、階数及び構造は、参加資格の審査基準には含みませんが、記載した実績の内容を確認するための参考情報として記載してください。

※募集要項等について頂いた質問全体の中から、一次審査書類に関する質問を抜粋しているため、質問No.は連続しておりません。